

喜界町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



令和3年12月改訂

喜界町通学路安全推進検討委員会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「喜界町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進検討委員会

平成24年度に実施した緊急合同点検を基に、組織の構成を以下のとおりとし、「通学路安全推進検討委員会」を設置しました。本プログラムは、この委員会で議論し、策定しました。

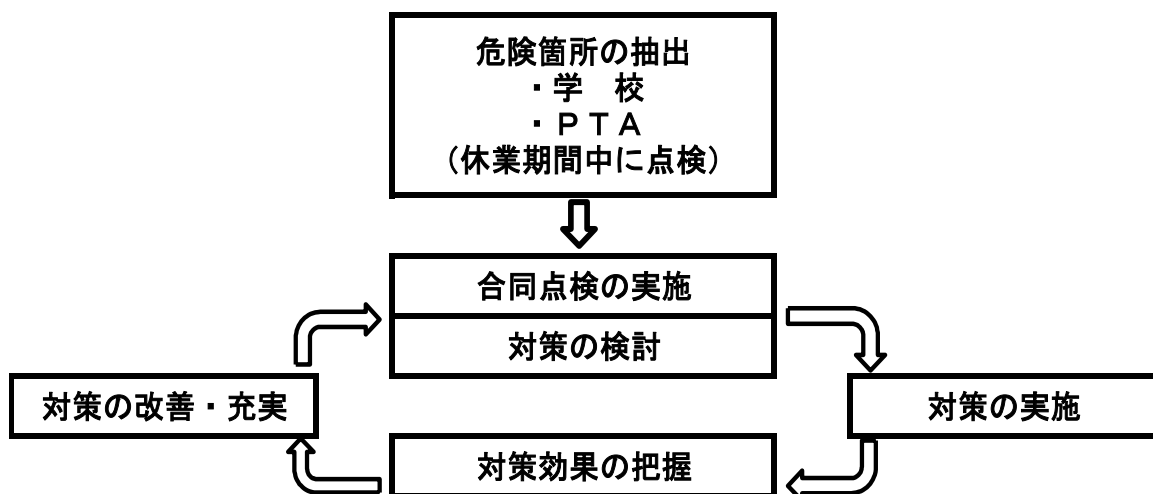
- ・喜界幹部派出所
- ・大島支庁喜界事務所建設係
- ・学校代表
- ・喜界町教育委員会
- ・喜界町まちづくり課

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、関係機関が連携して、通学路における危険箇所の早期発見及び早期改善に取り組めます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 合同点検の実施方針

① 合同点検の実施時期等

町内小学校においては、休業期間中に学校及びPTAが合同で通学路等の点検を実施しているため、各学校から抽出された危険箇所を合同点検の対象とします。

合同点検は、小学校の夏期休業期間終了までに実施します。

② 合同点検の体制

小学校ごとに、学校、警察、県道路管理者、町道路管理者、教育委員会が参加する合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとの実情に応じた具体的な対策実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策の評価・検証

実施した対策の評価・検証については、学校・保護者等から意見を求めるとともに、対策内容を公表します。また、その他の効果的・効率的な評価・検証方法を検討し、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や評価・検証の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 対策箇所一覧表及び対策箇所図の公表

点検結果や対策内容については、関係機関で情報を共有し、共通の認識で対策に取り組むため、「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添① 対策箇所一覧表

別添② 対策箇所図